

## 地域創生チャレンジサポート推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域創生チャレンジサポート推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、町内の自治組織が創意工夫により主体的に実施する「人口減少対策の検討・実践」に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、官民一体で地域創生を推進することを目的とする。

### (補助対象団体)

第3条 この補助金の交付対象団体（以下「交付金団体」という。）は、町内の自治組織及び自治会長が地域活性化に資すると認める、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 自治組織に加入している住民5名以上で構成された団体であること。
- (2) 規約、会則等を定め、自主的で継続的な活動を行う団体であること。
- (3) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する補助金以外の財源をもって運営されている団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体としない。

- (1) 過去に交付対象となった事業と同様の事業を行う団体
- (2) 政治活動、宗教活動または営利を目的として活動する団体

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域住民と一体になって人口減少対策を検討・実践する事業
- (2) 実践を伴い、かつ継続性、発展性がある事業

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は、対象事業としない。

- (1) 国・県および公益法人から他の制度による補助、助成または委託を受けている事業
- (2) 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする事業

### (補助金の交付期間および額)

第5条 補助金の交付期間は3年以内とし、交付期間内に交付する額の総額は、1団体あたり50万円を上限とする。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、次の各号にあげる経費とする。（ただし、報償費及び機器購入費は補助金の1/2の額を上限とする。）

- (1) 講演会、研修会に係る経費（報償費）

- (2) 旅費
- (3) 使用料および賃借料
- (4) 通信運搬費
- (5) 機器購入費
- (6) 原材料費
- (7) その他、事業推進に必要と認められる経費（ただし、賃金・食糧費は原則認めないものとする。）

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付規則第5条の規定による交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添え提出するものとする。

- 2 補助金の申請は、各年度に行うものとし、事業計画、収支予算は、それぞれ第4条及び第6条の各号に掲げる内容に合致するものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請書について、第4条及び第6条の各号に掲げる内容である点に留意しつつ審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付の決定をし、地域創生チャレンジサポート推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

（補助金申請事項の変更）

第9条 補助金等交付規則第10条第1項の規定による町長への変更承認申請は、様式第3号による変更承認申請書を提出するものとする。

- 2 補助金等交付規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。
  - (1) 対象経費の2割を超える増減を伴う変更
  - (2) 補助金の増額を伴う変更
  - (3) 事業の中止若しくは廃止

（事業の実施）

第10条 事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業の実施に当たっては、住民の参加、波及効果、町事業との整合性等に十分配慮して実施するものとする。

- 2 事業者は、事業の実施に当たっては、町と十分な連絡のもとに行うものとする。
- 3 町は、事業者に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言や指導を行うものとする。

（補助金の実績報告等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業実施期間中の各年度に実績報告書（様式第4号）を町長へ提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書は、事業実施期間中は対象となる年度の翌年度4月10日までに、事業が完了したときは完了の日から30日以内又は事業の完了した日に属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- 3 補助金の交付を受けた者は、交付期間終了後2年間は事業の経過を町長へ報告するとともに、事業の成果を自らも広く町民へ公表することに努めるものとする。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず交付金の交付を受けた者から事業の成果についての報告を求めることができる。
- 5 前項の規定は、交付額確定通知を行った後についても同様とする。
- 6 町長は、事業の成果について広く町民に公表するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 交付金の交付を受けた者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を得ないで目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 要綱の適用は、当該事業の交付決定した年度の要綱を適用するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成30年度まで適用する。